平成２４年（フ）第９号
北海道岩内郡岩内町字清住５番地の５
債務者　福光　　渉
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第１１８号
埼玉県川口市大字安行領根岸1054番地の12
債務者　小林　正人
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
埼玉県戸田市大字新曽839番地　Ｆ．Ｉ．Ｓ．戸田西407号室
債務者　余地　宗雄
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
さいたま市南区白幡６丁目１番18号　吉本ビル301号
債務者　宮本　裕也
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
さいたま市西区大字土屋539番地４、住民票上の住所栃木県真岡市堀内1070番地
債務者　冨山由美子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
埼玉県川口市飯塚２丁目３番３―909号　コンフォール川口飯塚、旧住所石川県金沢市西泉６丁目37番地１
債務者　吉田　貴雄
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
埼玉県新座市野火止３丁目16番51―203号
債務者　日諸　康子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
さいたま市見沼区大字大谷1482番地２
債務者　小山　泰彦
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
埼玉県和光市白子１丁目14番２―1005号
債務者　菊池　里沙
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７号
金沢市西金沢４丁目213番地　西金ロイヤルハイツ206号、従前の住所石川県白山市笠間町240番地16
債務者　俵口　恵美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７０号
山梨県甲府市富竹４丁目１番14号　コーポ佐野６号
債務者　安部　孝男
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
山梨県韮崎市岩下1336番地
債務者　藤原　恒也
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
長野県上高井郡小布施町大字福原182番地４
債務者　岡田　　修
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
長野県松本市筑摩２丁目32番16号　メゾン・フォレ102
債務者　原　美代子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４１０号
名古屋市天白区中砂町162番地　若杉荘103号
債務者　福田[illegible]子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１７号
名古屋市西区則武新町３丁目１番70号　エステート市橋501号
債務者　河辺　啓子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８１号
愛知県春日井市下屋敷町字下屋敷77番地１ハイムフロイデⅡ101号
債務者　藤原　博文
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部